

E Vバス導入によるG X推進事業補助金交付要綱

令和5年4月4日制定
令和6年1月18日改定
令和6年3月29日改定
令和6年10月31日改定
令和7年3月31日改定
令和7年8月13日改定
令和8年3月31日改定
令和8年7月21日改定

(総則)

第1条 EVバス導入によるGX推進事業(以下「本事業」という。)補助金(以下「本補助金」という。)の交付については、別に定めのある場合を除き、沖縄県補助金等の交付に関する規則(昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。)によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 本補助金は、県内を運行する路線バス・観光バス等への電気バス導入を促しクリーンエネルギー中心の社会システムへの移行を推進するために交付するものであり、この交付要綱は、業務の適正かつ確実な執行を図るために交付に関する必要な手続等を定めるものとする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 「国事業」とは、環境省が実施する事業であって、脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(商用車の電動化促進事業(タクシー・バス))交付要綱(令和8年2月2日 環水大モ発第2602025号)の規定に基づく事業をいう。
- 二 「電気自動車」とは、電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている自動車(当該自動車に係る道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58条に規定する自動車検査証(以下「自動車検査証」という。)に当該自動車プラグインハイブリッド自動車であることが記載されているもの(以下「プラグインハイブリッド自動車」という。)を除く。)をいう。
- 三 「電気バス」とは、電気自動車であって乗車定員11人以上のものをいう。
- 四 「電気バス用充電設備」とは、一般用電気工作物(電気事業法(昭和39年法律第170号)第38条第1項に規定する電気工作物をいう。)であって専ら電気バスに充電するための設備のうち、第1号の事業において規定されているものをいう。

(補助対象事業等)

第4条 補助事業の内容、本事業の申請を行う者(以下「補助対象事業者」という。)の要件並びに補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象となり得る経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額は別表に定めるとおりとする。

2 本補助金の交付対象となる電気バス及び電気バス用充電設備は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 令和8年4月1日から原則令和9年3月3日(知事が別に定める場合はその定める日)までの間に、電気バスの新車新規登録をしたものであること及びこれらへの改造を行い自動車検査証の交付を受けたものであること並びに電気バス用充電設備が導入されたものであること。
- 二 道路運送車両法第60条第1項の規定により交付される自動車検査証において、使用の本拠の位置が沖縄県内にあること。

三 電気バスが運行する主たる経路は沖縄県内であること。

(交付申請)

第5条 補助対象事業者が本補助金の交付を受けようとするときは、様式第1号による補助金交付申請書（既に購入済みである場合には様式第1号の2による補助金交付申請書兼実績報告書）を知事に提出しなければならない。なお、原則として、国事業に係る申請等を行ったのちに本補助金の交付申請を行うこと。

(交付申請の受理)

第6条 知事は、第5条の規定による申請を先着順に受理するものとし、受理した申請に係る本補助金の交付申請額の合計が予算の範囲を超えた日（以下「予算超過日」という。）をもって、申請の受理を停止する。

2 前項の規定にかかわらず、予算超過日において複数の申請があった場合は、当該複数の申請について抽選を行い、受理する順番を決定するものとする。また、本補助金の交付申請額の合計が予算の範囲を超える申請については、当該申請者と協議を行って受理することとする。

(交付決定及び通知等)

第7条 知事は、第5条の規定により提出された様式第1号又は様式第1号の2による補助金交付申請書を審査した結果、その内容が別表及びその他この要綱に定める要件を満たしており、本補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内で交付決定を行い、申請者に対して様式第2号又は様式第2号の2により補助金の交付決定の内容を通知するものとし、様式第1号により補助金の交付を申請した者に対しては、併せて交付条件を通知するものとする。

2 知事は、補助対象事業者が国事業の補助金の交付申請を行い、当該国事業の補助金の交付決定を受けたことを確認した後、前項の規定における本補助金の交付決定を行う。

3 知事は、第1項により交付決定を行う場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、本補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該交付決定を行うものとする。さらに知事は、交付決定に際して、必要な条件を付することができる。

(交付の要件)

第8条 知事は、前条第1項の規定による本補助金の交付決定にあたっては、本事業の目的を達成するため、本補助金の交付決定を受ける補助対象事業者（以下「補助事業者」という。）に対し、次の各号に掲げる要件を付すものとする。なお、補助事業者が自動車リース事業者等にあつては、次の各号に規定する「補助事業者」とあるのは、「補助事業者又はリース契約等を締結した使用者」と読み替えるものとする。

一 補助事業者は、本事業により導入したバスの運行については、当該バスを導入した日から起算して5年間、第4条第2項第3号に掲げる要件を満たすこと。

二 補助事業者は、本事業により導入したバスについて、当該バスを導入した日の属する年度の終了後5年間、様式第3号による利用実績報告書を各年度の終了後30日以内に知事に提出すること。

(交付申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、本補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、様式第4号による補助金交付申請取下届出書を、知事に提出しなければならない。

(交付決定事業の計画変更の申請)

第10条 補助事業者は、第7条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた事業（以下「交

付決定事業」という。)の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、軽微な変更を除き、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、様式第5号による事業計画変更承認申請書を知事に提出するものとする。
- 3 第1項に規定する軽微な変更とは、事業の目的及び内容等のうち事業の基本的部分に関わらない変更及び対象経費の配分のうち所要額相互間でそれぞれ20%以内の配分の変更であって交付決定額に増がない変更とする。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第11条 補助事業者は、事情の変更により交付決定事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、様式第6号による事業中止(廃止)承認申請書を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者(第5条の規定による交付申請時に補助対象車を購入済みであった補助事業者を除く。以下本条において同じ。)は、交付決定事業が完了した日若しくは交付決定事業の廃止の承認があった日から30日を経過した日又は令和9年3月15日のいずれか早い日までに様式第7号による実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 前項において、同一の補助事業者が複数のバスを導入する等、複数の交付決定事業が同一の交付決定事業と認められる場合における同項の適用については、同項中「交付決定事業が完了した日」とあるのは、「同一の交付決定事業に属する最後の事業完了日」とする。
- 3 知事は、第1項の規定(前項の規定を適用する場合を含む。)による実績報告書又は第5条の規定による補助金交付申請書兼実績報告書の提出を受けたときは、所要の審査を行う。
- 4 知事は、第1項の規定による実績報告書を受けた場合において、その報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に対して命ずるものとする。

(補助金の額の確定通知)

第13条 知事は、前条第3項の規定により実績報告書を審査した結果、交付決定事業の成果が本補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、別表に定めるところにより交付すべき補助金の額を精査の上確定し、補助事業者に対し、補助金の額の確定について通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 補助事業者は、前条による補助金の額の確定通知を受けたときは、様式第8号による補助金支払請求書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、補助事業者から前項の規定による請求を受けたときは、当該補助金を補助事業者に交付するものとする。

(財産の処分の制限)

第15条 補助事業者は、交付決定事業により取得した財産(以下「取得財産」という。)を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が1件あたり50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産については、交付決定を受けた国事業の交付要綱に基づく財産の処分の制限に関する期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、知事の承認を受けずに、

取得財産を本補助金の交付の目的に反して処分（使用、譲渡、交換、貸付又は担保に供することをいう。以下同じ。）してはならない。

- 3 補助事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第9号による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、財産処分制限期間を経過した場合は、この限りではない。
- 4 知事は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第2項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させることができる。さらに、当該処分により利益（当該処分により得た収入から補助対象経費及び必要経費を差し引いた上で生じる残額）が生じたときは、交付した補助金の範囲内でその利益の全部又は一部を沖縄県に納付させることとする。

（交付決定の取消し）

- 第16条 知事は、次の各号に該当するときは、本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 一 法令又は本要綱の規定又はこれらに基づく処分若しくは指示に違反した場合。
 - 二 交付申請（第10条第1項の計画変更の承認等を受けた場合は承認後のもの）の内容又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した場合。
 - 三 国事業の補助金の交付決定を取消された場合。
 - 四 前各号に掲げる場合のほか、天災地変その他交付の決定後に生じた事情の変更により、交付決定通知のもととなった交付申請（第10条第1項の計画変更の承認等を受けた場合は承認後のもの）の内容の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- 2 前項の規定は、第13条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用する。
 - 3 知事は、第1項に基づき交付決定を取消したときには、補助金交付決定取消通知書により、速やかに申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

- 第17条 知事は、前条第1項の規定による取消しをした場合において、その取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 2 知事は、前項に基づき補助金の返還を命じるときは、次に掲げる事項を、速やかに補助事業者に通知するものとする。
 - 一 返還すべき補助金の額
 - 二 延滞金に関する事項
 - 三 納期日（返還を命じた日から20日以内）
 - 3 知事は、第1項の返還の命令に係る補助金の交付決定の取消しが前条第1項第4号の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請により返還の期限を延長するものとする。

（加算金及び延滞金）

- 第18条 補助事業者は、第16条第1項の規定による取消しに関し、本補助金の返還を命ぜられたときは、同項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る本補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。
 - 3 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌

日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

- 4 第 1 項又は前項の規定に定める加算金又は延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

（補助金の経理）

第 19 条 補助事業者は、交付決定事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類等を本事業完了後 10 年間保存しなければならない。

（調査等）

第 20 条 知事は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、交付決定事業に関し報告を求め、補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定による報告の徴収、事業所等への立ち入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

（指導・助言）

第 21 条 知事は、本事業の適切な執行のため、補助事業者に対し必要な指導及び助言を行うことができる。

（その他必要な事項）

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 4 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、第 8 条及び第 15 条から第 20 条までの規定について、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 1 月 18 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 3 月 29 日から施行し、令和 6 年度予算から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 10 月 31 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日から施行し、令和 7 年度予算から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 8 月 13 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日から施行し、令和 8 年度予算から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年7月21日から施行する。

別表

事業の内容	電気バスの新規導入	電気バス用充電設備の導入
補助対象事業者要件	沖縄県内に営業所・事業所を有し、国事業の補助金の交付決定を受けた者	
補助対象経費 ※ 1、2	車両本体価格に、国事業の基準額に 3/2 を乗じた額を加えた額とする。	国事業の交付要綱に基づく間接補助対象経費（「電気自動車用充電設備等導入事業」とする。ただし、工事費（本工事費、附帯工事費）、業務費及び事務費を除く。
補助金の額 ※ 1	国事業の補助金交付決定額に基づき、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。	
補助率	1 / 6	1 / 2 (ただし、国事業において設備費の補助率 1 / 1 の場合は補助なし。)
補助金の額の確定	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 (1) 国事業の補助金の確定額のうち事業の実施に要した補助対象経費の実績額に補助率を乗じて得た額 (2) 補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合にあっては、当該変更後の額）	

※ 1 消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

※ 2 本補助金の他にこれを上回る寄付金その他収入（国事業の算定対象となるもの）がある場合は交付対象としない。

※ 3 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。